

### 第3回 芦屋市社会福祉審議会（要旨）

日 時	平成24年2月17日(金) 13:30 ~ 15:30		
会 場	市役所北館 2階 会議室3		
出 席 者	会長	中田 智恵海	
	副会長	小笠原 慶彰	
	委員	多田 梢, 畑中 俊彦, 中島かおり, 加納 多恵子, 森 幸子, 岡本 威	
	事務局	磯森 健二	
		地域福祉課	寺本 慎児, 細井 洋海, 竹迫 留利子, 吉川 里香
		障害福祉課	余吾 康幸, 川原 智夏, 西川 隆士
		津村 直行	
		高年福祉課	安達 昌宏, 永井 喜章, 奥村 享央, 鯉川 敬子
会議の公表	公 開	非公開	部分公開
傍聴者数	0人		

#### 1 開 会（事務局）

##### 【委員会の成立について】

- ・開始時点で10人中8人の委員の出席により成立。

##### 【委員会の公開・傍聴について】

- ・公開する。

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議 事

（1）第2次芦屋市地域福祉計画の原案について

##### 【資料確認】

##### 【原案を説明】

中田会長： ありがとうございます。パブリックコメントをいろいろいただいておりますが、どういう形で行われたのでしょうか。メールですか。

事務局（寺本）： ご意見は全てメールや郵便でいただいております。

中田会長： 意見の概要とありますが、もう少し量は多かったですね、少し絞ってということですね。

加納委員： みなさん、しっかりしたご意見ですね。

事務局（寺本）： 補足になりますが、パブリックコメント中に前回の計画にかかわった市民の方から、中間まとめの説明会をしてほしいとオーダーがあり、説明会を行い、10名が参加されました。そこにご参加いただいた方々からもご意見を頂戴いたしました。

加納委員： すばらしいご意見で感心しました。

中田会長：A3の資料ですが、これは全部書いて、そのとおりに実施するという  
ことではないんですね。例えば、権利を守る取組を充実しますとか、権利擁護の意識  
づくりとか、そういうことは権利擁護センターや福祉センターが行うということ  
ですか。

事務局（寺本）：これにつきましては、いろんな使い方ができると思います。例えば、  
行政の場合、われわれ地域福祉課もありますし、都市環境の部局もございます。そ  
ういった部局がそれぞれにこんなことができるということもありますし、それを市  
民に広げていく際に、行政の職員がこれで考えてみようかという1つの方法もござ  
います。1つのツールとして皆さんが使っていただくという意味で用意しておりま  
す。ですから、権利擁護支援センターにつきましては、権利擁護支援センターだけ  
でそれを担うということではなくて、我々も権利擁護についてどうですかという働  
きかけをしていけたらと思っております。

中田会長：われわれというのは地域福祉課ですか。

事務局（寺本）：はい、地域福祉課も含めてということですね。さまざまな場面でとい  
うことでございます。

中田会長：行政の中でも協働していただけるということですね。

事務局（寺本）：1つのきっかけになればいいかと思っております。協働していないとい  
うことではありませんが、より一層推進していくための1つのツールになればと思  
っております。

小笠原副会長：パブリックコメントの説明のところでは、一番初めの憲法25条とか12条  
とか、それは構いませんが、そこで12条に関して策定委員会で出た意見がよくわか  
らないのですが。

事務局（寺本）：12条のところでは具体的に出しておらず、13条のところでは出ました。  
これについては「自分の幸せは自分で決定したいという願いを実現するための計  
画」であるというご意見をいただきました。策定委員会で意見が出た簡単な経緯で  
すが、憲法25条については国が責任を持って行うということですが、市民は身を任  
せるというやり方で、市民は要求できても、意見やアイデアを出すことはこれま  
でできなかった。それについては、意見やアイデアを出していった、権利論とし  
ても福祉政策に対する参画権が重要になっており、憲法13条の幸福追求権を推進す  
るための地域福祉計画を市が責任を持って推し進めていくことが大事であるとい  
うご意見でございました。福祉政策に対する参画権ということで、自分の幸せは自分  
で決定したいという意見だったと記憶しております。

森委員：3の新たな団体等で取り組みたいというのは、各団体に配布して回収するとい  
うことですか。

事務局（寺本）：いえ、これからいろんなところで持ち寄ってその都度、どんな人が  
集まってどんな議論をすれば解決に向かうかという議論をしていただきたいと思います  
と考えております。

森委員：自分たちで協議するときこれをたたき台にすることで、これはそちらの行  
政の方でこれを回収して、こんなことやっているかと把握するということですか。

事務局（寺本）：いろんなところでそういう取組を進めていけるような、ツールにし  
てほしいということですね。行政の評価につきましては、行政の内部や社協の評価は  
できてきましたが、市民の評価というのがなかなかできないというのがありまして、  
そういった評価を進めるためのツールにしていきたいというのがあります。

中田会長：どこでも持ち寄るのですか。

事務局（寺本）：例えば、地域発信型ネットワークなども考えられますし、いろんな会議体があると思います。ボランティアの会議の中でこのことを考えていただいたり、いろんなところでできていけばと思っております。

中田会長：では配れるところには全部配っていくということですか。

事務局（寺本）：はい。全部配っていきます。

中田会長：「あなたたちにできることを挙げなさい」と見えませんか。

事務局（寺本）：第5章，60ページをご覧くださいませでしょうか。この中の計画推進のための取組の真ん中に，各々の実施プランの推進というのがあります。この部分がこちらの実施プランに反映するというのでございます。実施プランにつきましては，地域としての取組とか個人や団体で協働しての取組とか，会議で持ち寄る地域発信型ネットワークとか，そういった場づくりをしていくことが必要でございます。実施プランにつきましては，（仮称）地域福祉アクションプログラムの推進のところで，公民協働で地域福祉を推進するためにプロジェクト等についてもつながるのではないかと考えております。実施プランをたてながら，私たちはこんなことをやっていきたい。それについては，（仮称）地域福祉アクションプログラム推進協議会が支援していきます。それで協働の取組をやっていきたいと思います。それを繰り返していくようなイメージでございます。

中田会長：これはなんのためのものかという説明書きがいろいろありますね。今言っていた60ページの，この計画の推進のための取組の1つとしてこういうことを考えているので，こういう部分で活用したいツールであるというような表現がなかったらわかりにくいですね。

事務局（寺本）：わかりました。ここは「あなたや団体等で取り組みたいこと」と、「連携・協働して取り組みたいことや課題」という表現でして，これは策定委員会の中でも皆さん自分の立場で書いてくださいとお願いしたこともありますけれども，本当に使えるツールかどうか，まだわかりません。ただ，この実施プランづくりをすすめていきたいという思いがありまして，実際に使っていただけるように説明書きを添えたり，もっとわかりやすいような形に変えたりと，そういった工夫が必要だと思います。

森委員：これは出さなくていいわけですからね。

加納委員：そんな堅苦しく考えなくても，1つの案として地域の意識付けのための案ですよ。

事務局（磯森）：さきほど説明させていただいた計画書のたとえば58ページ，この一番下に各々の主体が取り組むこととあって，実施プランを書いてみてくださいとありますよね。それを一覧表にまとめたのがこれです。だからこれを使うといちいち計画見なくても，この項目について私らなんかやろうかと使ってほしいのですね。そういった意味合いなのですね。

事務局（寺本）：やれることからやっというスタンスです。

中田会長：こういうふうにプランを書けば行政のほうで協働して，こういう支援ができますよということまで書いていただけるのですか。

加納委員：これは，あくまでも指針ですよ。

事務局（寺本）：協働していくためのツールということでございます。

中田会長：協働ということは，自分たちはこうしたい，ここまでできる，じゃあ行政としてここまでやれる，じゃあ両方が折り合いを付けていくためのものですね。

事務局（寺本）：行政だけに限らず，いろんな福祉事業者等ございますので，そうい

った事業所も含めてということですよ。

中田会長：これに書いて出さなければ、行政はなにもしないということではないですよ。

事務局（寺本）：一方通行ではなくて、これを書いていただくというお願いもしますし、議論もさせていただくということです。

事務局（磯森）：あくまでも1つの方法ですということだと思っていただければと。必ず出してくださいということではありません。

中田会長：でもやりたいことがあれば出した方が協力は得やすいということですね。

事務局（磯森）：もちろん、その方が意思疎通はできますね。

岡本委員：市民・団体・事業者に求めるものだから、地域の誰とは、なかなか言えないでしょう。市民に問いかけるわけですから、自分の福祉に対する行動指針とか、取組のビジョン的なものをすべて回収するのではなく、やるのであれば別のアンケート様式にするなどしないと、提出を求めるのは難しいのではないのでしょうか。団体ならできるかもしれないけれど、使い方は工夫しなければならないと思いますね。

中田会長：集約して平均値が出てきた要望でないといふためですよ。個人がこうしてほしい、ああしてほしいと言っても無理ですよ。

事務局（寺本）：「こうしてほしい、ああしてほしい」ではなく、自分が取り組むことで、要求ではありません。

中田会長：こうあってほしいから、自分たちでここまでやるけど、ここからは行政にやらしてもらわないと自分たちではできないから一緒にやりませんかということですね。次に、「自立支援協議会」が、47ページに加えられましたが、ここにそれぞれの当事者団体も含める事はできないのでしょうか。「自立支援協議会、種々の当事者団体や」としていただきたい。当事者団体は虐待の予防機能がありますから。

事務局（寺本）：その部分につきましては、（1）権利擁護支援の充実というところで当事者団体も地域の権利擁護の担い手であり繋がっていると考えております。（2）のところでは、あくまでも行政内部についてあげているので、取組や体制作りのお話になっています。そこは切り分けている部分があります。

中田会長：どこかに入れて欲しいです。例えば、高齢者の介護者家族の会は、高齢者の虐待を予防したり、障がいをもつこどもの親の会等は、こどもの虐待を予防しますよね。

事務局（寺本）：障がい者の福祉計画の関係になりますので、それは障がいの担当と協議したいと思います。

事務局（磯森）：それと自立支援協議会は各団体さんや当事者の方の問題を吸い上げて課題解決に取り組む会議体ですので、会長がおっしゃられたように当事者の団体が代表で入られているので、障がいに関わる問題というのは、それを吸い上げるのがこの会議体だと思います。

中田会長：自立支援協議会に入られていない当事者団体さんもあると思います。

事務局（寺本）：権利擁護支援システム推進委員会等という括りにして、これに「当事者団体」と入れて「等」という表現に変更するというお話ですね。

中田会長：そうです。

事務局（寺本）：障害福祉課と協議させていただきます。

中田会長：自立支援協議会に入っている当事者団体は限定されていますので、ぜひ載せていただきたいです。

事務局（寺本）：計画の整合性だけの事ですので、検討します。

中田会長：ではよろしく願いいたします。ほかにございますか。

加納委員：寄附文化の文字ですが、なんだか難しいですね。

事務局（寺本）：公共的なものには、この文字を使用しています。意味はまったく同じです。

中田会長：それでは、次に移ります。

## （２）芦屋市第３期障害福祉計画の原案について

### 【資料確認】

### 【原案を説明】

中田会長：ご説明ありがとうございました。それでは今の説明に対して、ご意見、質問など何でも結構です。

中島委員：最後にご説明いただいた県の数値ですが、県で公表されたときに、文書の差し替えは、ないですね。

事務局（余吾）：はい。計画はこのままです。

中島委員：わかりました。

多田委員：この間、県の介護福祉部会で国からの目標値が示されましたね。

事務局（余吾）：私も出席していましたが、具体的に兵庫県の数値は、示されていませんでした。精神障がいがある人の地域生活移行者数の目標値が２つになるというのは示されていました。

多田委員：県の目標値が出ればそれに沿って実施するということですね。

事務局（磯森）：はい、そのとおりです。

事務局（余吾）：国が指針で示している「１年未満入院者の平均退院率を７％増加」「５年以上かつ６５歳以上の退院者数を２０％増加」について、兵庫県の数値は、わかりません。そのため、市では確定できませんので、このような表記にしました。

中田会長：ありがとうございます。他にございませんか。

75ページの説明ですが、市の考え方で、障害福祉課に一定の資格を持った正規職員の配置を考えているとありますが、「配置しない」こともありますか。

事務局（余吾）：あくまで配置する方向ですが、まだ確約できる段階ではありませんので、配置できる方向で進んでいます。

事務局（磯森）：新年度に向けて人事異動などありますので、明確なことは表現できませんが、その方向です。

小笠原副会長：文言は「配置を検討します」になっていますね。ちなみに「一定の資格を持った」というのはどういう人ですか？

事務局（余吾）：事務職ではなく、やはり専門職が望ましいと思っているので、所管としては保健師がよいと思っています。

多田委員：社会福祉士とか精神保健福祉士などはいかがですか。

事務局（余吾）：社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている方は、障害福祉課で正規職員ではありませんが配置はされています。やはり、保健師の方がいろんな面で幅広く活動できる部分がありますので、保健師の配置が望ましいと思っています。

小笠原副会長：増員ではなくて異動ということですか。

事務局（磯森）：細かいことはいえませんが、体制を充実するという方向です。

中田会長：期待しています。この市の考え方に対してみなさん納得されたのですか。

例えば、前期計画の策定するときにはヒアリングを行っていたのに今回は行わなかったことなどがありますが、これで納得されたのですか。

事務局（余吾）：十分に聞き取るような手法を尽くしてほしいというご意見はいただいています。これについては、計画策定の中で考えていかなければならないと思っています。

中田会長：それは、今回の計画に反映されるのですか。今後聞き取るということですか。

事務局（余吾）：おそらく、次に、6年間の基本計画と今回の障害福祉計画が同時期に策定されますので、そのときには、お伺いさせていただくように考えています。

中田会長：次の機会にということですね。

事務局（余吾）：全ての団体に入っていたいただいているわけではないのですが、策定委員会の中でご意見をいただいておりますので、今回はこれをお願いしております。

中田会長：何か他にございませんか。なければ次に移らせていただきます。

### （3）第6次芦屋すこやか長寿プラン2-1の原案について

#### 【資料確認】

#### 【原案を説明】

中田会長：ご説明ありがとうございました。それでは今の説明に対して、ご意見、ご質問など何でも結構です。

畑中委員：資料2で変更前、変更後とありますが、変更していないところもあります。きちんと変更をお願いします。中間まとめに対する市民の意見の中で、説明や回答が不十分とありますが、どのような内容ですか。

事務局（安達）：質問に対して、即答できなかったことで、勉強不足を指摘されました。また、「資料を見ずに回答せよ」と言われ、そのかたの満足される対応ができなかったためです。

畑中委員：その対応への回答であれば、誤解を与えるので回答の内容を変えてはどうでしょうか。

事務局（安達）：ありがとうございます。

加納委員：当日配布資料の所得段階別保険者数の推計値のところですが、今回10段階に分かれましたが、そんなに分ける必要がありますか。それぞれ、どれぐらいの割合なのでしょう。

事務局（永井）：126ページ、127ページでくわしく載せております。今回10段階にしましたのは保険料の基準額を抑制するためです。

森委員：600万円以上の人にいきなり通知しても大丈夫ですか。

事務局（永井）：改定の際には、ご通知をお送りし、その内容についてご理解いただけるよう説明を盛り込んでおります。

多田委員：10段階になることで、今までより、1段階上にいく人と下にいく人があるわけで、結局のところ収入は増えるのですか。

事務局（永井）：増える事業費を見込んでの金額となっています。

加納委員：保険料が増額になるのであれば、それなりにサービスの質や充実を考えてもらわないと納得できないですね。当初は、3,000円程度でした。

事務局（津村）：向こう3年間に必要とされるサービス量の推計の中で、国の基準は、6段階ですが、自治体は、自由に設定することができます。介護給付費は、国、県、

市の公費負担と、40歳以上からの保険料負担で成り立っており、65歳以上の負担割合が平成18年に約30%アップした際にも、2倍という意見がございました。保険料上昇を抑えるための10段階です。もっとサービスをとると総額も増え、負担も増えます。制度開設当初の平成12年度では、認定者約1,800人で約30億円でしたが、平成23年では、4,000人強で63億円の見込みとなっているのが現状です。当初の約2倍です。

森委員：24年度から26年度は、増えていくという推移ですか。

事務局（津村）：計画案第1章の3ページにあります、図をごらんください。第2期には、団塊の世代が増加することを見越して10年後の状態像を見据えて計画しました。そして、平成18年度からの第4期計画では、介護予防に取り組んでまいりました。介護予防の効果は、個人について、予防に取り組んだ状態と取り組まなかった状態を比較しなければ実際の効果をはかれません、一定の効果があったと考えております。今期の計画は、在宅生活支援の強化のためにも、将来を見据えて計画しております。

加納委員：在宅で、というのが狙いでよいのですが、その要となるのが地域包括支援センターだと思いますが、4か所の地域包括支援センターの対応を合わせていただきたいです。

事務局（安達）：地域包括支援センターの活動については、地域包括支援センター運営協議会でも議論いただいています。

事務局（津村）：2010年厚生労働省が実施した意見募集の結果を見ますと、介護サービスを受けながら在宅生活の継続を希望されている方が非常に多いという結果がでています。これからは、在宅生活を継続させるための、地域の仕組みや、介護保険における在宅サービスの充実、インフォーマルサービスなど、さまざまな要因を含めながら考えなければならないと思っております。

中田会長：59ページの図で地域包括支援センターの場所が載せてありますが、ハートフル福祉公社とか高齢者サービス事業所なども入れられないのでしょうか。

事務局（安達）：こちらは、日常生活圏域での地域包括支援センターの位置づけとしております。別の配布物には、事業所も含めたマップを作成し、配付しております。

中田会長：当日配布資料の「中間まとめに対する市民意見と市の考え方・回答」の2ページのところで、「芦屋病院バス利用は、交通規制上困難である」とありますが、福祉センターへ行く上で障がい者のかたからも意見があると思っておりますが、他にないのでしょうか。

事務局（津村）：阪急バスのバス停は使えませんし、新たなバス停も作れない状況です。身近な地域の中にサービスの提供場所を設けるとというのが介護保険の考え方です。芦屋市全体の交通網の捉え方については、福祉部門だけはいえないですね。福祉施設については、不便であれば、便利な場所に作るということはありません。

森委員：前回もこの件について、いろいろご意見が出ていましたが、芦屋病院へ見舞いに行く人もおられますし、土・日曜日でも走らせてもらうことはできないのでしょうか。

事務局（津村）：芦屋病院の通院の利便性を高めることが目的に始められたものなので、土・日曜日の運行は、難しいですね。

中田会長：呉川町が、不便であっても、便利なところでサービスを受ける仕組みは、すぐには整いません。

畑中委員：市内でも場所によっては、阪急バスの乗り継ぎが不便ですね。阪急バスに

対しての市の努力が必要と思います。

中田会長：他にご意見は、ございませんか。なければ、「3 その他」に入ります。

事務局なにかございますか。

事務局（寺本）：今後のスケジュールですが、民生文教常任委員会にてご報告させていただきます、3月中には、3計画ともに出来上がる予定でございます。また、今年度で委員の皆様任期も終了となります。お疲れ様でした。ありがとうございました。

中田会長：それでは、これにて閉会いたします。ありがとうございました。